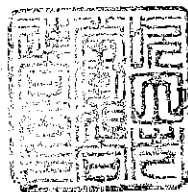




2021年5月12日

吹田市 市長  
後藤 圭二 様



吹田市労働組合連合会  
執行委員長 坂田 俊之



2021年夏季重点要求・一時金要求書

コロナ危機のもと、市民のいのちとくらしを守る取り組みに敬意を表します。

私たちはコロナ感染症対応が厳しさを増すなか、自治体職員として全力をあげ奮闘してきました。そのような状況のもと、私たちは「2021年夏季くらしと職場改善アンケート」を実施し、その集約結果に基づき、下記のとおり一時金等に関する要求を決定しました。

職員の生活実態・労働実態を踏まえ、誠意ある回答を行うよう求めるとともに、交渉を申し入れます。

記

(1) 新型コロナウイルス感染拡大のもとで

- ① 基礎疾患のある職員への特別休暇を創設するとともに、該当職員に対する職場における感染防止の配慮を確実にすること。
- ② 妊娠している職員は原則出勤させない取扱いが徹底できるように予備定数を活用し代替の正規職員配置を行うこと。
- ③ 勤務日の変更は、子育て中など家庭の事情を配慮して本人の意向を確認し行うこと。
- ④ 時差勤務は勤務時間が9時から17時30分の職員が対象となっているが、その他の勤務時間の職員にも拡大し、時差勤務の区分を7時出勤、7時30分出勤などに拡大すること。
- ⑤ 職員の感染や濃厚接触者なども増えているもと、職員の療養や自宅待機により配置基準を満たすため、体調が悪くても出勤し、その後陽性が判明するなどの事例も出てきている。欠員補充など体制確保を行うこと。
- ⑥ 感染リスクや長時間労働などで強いストレスにさらされる職員のメンタルヘルスなどの健康管理対策を講じること。
- ⑦ 庁舎内の空調運転については、換気をしながら行うもとの、職員が快適に業務でき、来庁者も快適に利用できるように実施すること。網戸設置が必要な職場に早急な対応を行うこと。あわせて労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則を遵守し、本庁の時間外勤務時の冷房運転を行うこと。特にプレハブ庁舎については空調をはじめ、快適職場指針を踏まえて職場環境を改善すること。
- ⑧ 職員会館の空調を修繕し、昼休みの食事場所だけでなく、業務や会議でも利用できるようにすること。
- ⑨ 定期健康診断受診会場が密にならない対策を行うこと。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症対応にあたる職場に、マスク、防護服、消毒液などの物資を供給すること。  
窓口対応等で職員への飛沫感染を防ぐために必要な職場に「フェイスシールド」を支給すること。窓口対応前後などに職員が使用できる消毒液を職場内に配置すること。
- ⑪ 子どもたちへの感染防止のため、早期発見を目的に、小・中学校、幼稚園、学童保育、児童福祉施設に勤務する職員を対象として定期的にPCR検査を実施すること。
- ⑫ コロナワクチン接種について、接種しない人・できない人への差別的取り扱いをしないこと。安心してワクチン接種が受けられるよう保障すること。

- ⑬ 通常医療が制限されるもと、市として市民病院の経営へ支援措置を拡充すること。市民のいのちを守り奮闘する市民病院職員の処遇を改善すること。市民病院職員に定期的にPCR検査を実施すること。
- ⑭ 学童保育職場など、欠員を抱えコロナウイルス感染症対応で著しく繁忙となりながらも就業保障のため奮闘している非正規職員に対し大幅な処遇改善を行うこと。
- ⑮ 厚生会事業の入院給付金の対象を保健所からの指示によるホテル療養にも適用すること。
- ⑯ 長期在職休暇（リフレッシュ休暇）の取得できる期間をコロナ禍が一定収束するまで延長すること。

(2) 新しい仲間を迎えたもとで

- ① 新規採用者の処遇改善を行うこと。当面、係員の給料の格付けを4号引き上げること。
- ② 一時金の期間率を撤廃すること。
- ③ 新規採用者に事務服を貸与すること。

(3) 定年引上げ法案が国会に提案されたもとで

- ① 定年引上げについては労使合意で行うこと。
- ② 定年引上げ法案の趣旨をふまえ、再任用職員の職務・職責に見合った給料表の等級への格付けを行うこと。

(4) パートタイム有期雇用労働法が施行されたもとで

- ① 会計年度任用職員の病気休暇の付与日数の正規職員との格差をなくすこと
- ② 育児休業法で非正規職員の部分休業は3歳までとされているもと、正規職員との格差をなくすために「育児のための無給特別休暇」を創設すること。正規も非正規も取得できる年限を小学校4年生までとすること。
- ③ 特別休暇の正規職員との格差をなくすこと
- ④ 職務の専門性に見合った格付けや上限撤廃により正規職員との格差をなくすこと。

(5) 夏季の疲労回復、健康悪化防止のために

- ① 夏期休暇を8日とすること。コロナ禍の状況を鑑み、取得できる期間を、6月・7月・8月とすること。業務繁忙な職場は9月・10月まで延長すること。
- ② 夏期休暇とあわせて年次休暇の取得促進を行うこと。休暇が取得できる体制を確保すること。
- ③ 熱中症対策を行うこと。

(6) 夏季の災害に備えて

- ① 台風に伴う災害時の特別休暇として通勤途上の危険回避休暇の対象を拡大し、有給とすること。
- ② 通勤困難時、帰宅困難時にやむなく通勤経路を変更した際の交通費についての実費弁償を行うこと。
- ③ 災害時には学校校務員、給食調理員の知識・経験を生かした役割を位置づけること。

(7) 夏季の生活補填のために（夏季一時金要求）

- ① 本年度の夏季一時金として、3.21か月＋55,000円を支給すること。
- ② 一時金加算制度の見直しを行い、主任5%、主査10%の加算を行うこと。
- ③ 再任用職員及び非正規職員の夏期一時金等について、定年前の正規職員との一切の格差を解消し、支給すること。